

徳島市立図書館資料の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市立図書館条例（昭和56年条例第17号。以下「条例」という。）及び徳島市立図書館条例施行規則（昭和56年徳島市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、徳島市立図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料の貸出し)

第2条 条例第8条に基づく図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする図書館資料に利用者カードを添えて、貸出しの手続きをしなければならない。

(貸出しをしない図書館資料)

第3条 次に掲げる図書館資料については、貸出しを行わないこととする。

郷土資料

参考図書

雑誌（バックナンバーを除く。）

新聞

マイクロ資料

貴重資料

前各号に掲げる資料のほか、図書館長が指定するもの。

- 2 前項の規定に関わらず、指定管理者が公用又は調査研究等のために特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる図書館資料の貸出しを行うことができるものとする。

(図書館資料の貸出点数とその期間)

第4条 図書館資料の貸出しにおいて、規則第4条に規定する貸出点数及びその期間については、次のとおりとする。

図書館資料の貸出点数については、1人につき20点以内（うち視聴覚資料については2点以内）とする。また、デジタルコンテンツの貸出点数については、図書館資料とは別に数えるものとし、1人につき3点以内とする。

図書館資料の貸出期間については、貸出しを受けた日から起算して15日以内（自動車文庫による貸出しについては次回巡回日まで）とする。この場合において、返却期日が休館日にあたるときは、当該休館日の翌開館日を返却期日とする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、前項の貸出点数及びその期間を変更することができる。

(貸出しの延長)

第5条 貸出しを受けた図書館資料の貸出期間の延長をしようとする者は、指定管理者に申し出て許可を得なければならない。ただし、視聴覚資料及び貸出しの予約が行われている図書館資料は、延長することができない。

2 貸出しの延長は、申し出た日から15日を限度とし、当該図書館資料について1回に限るものとする。

(督促)

第6条 指定管理者は、図書館資料の返却期日から起算して1カ月(自動車文庫による貸出しの場合は3カ月)を経過しても当該図書館資料を返却しない者に対して、督促を行い、返却を求めなければならない。この場合において、当該図書館資料に貸出しの予約が行われているときは、当該期間を短縮して督促を行うことができる。

2 前項の規定に関わらず、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、督促を行わないことができる。

(貸出し等の停止)

第7条 指定管理者は、前条の規定により督促を行ってもなお返却しない者に対して、当該図書館資料が返却されるまでの間、新たな貸出し等を承諾しないことができる。

2 指定管理者は、延滞を繰り返す等の悪質な者については、一定期間新たな貸出し等を承諾せず、又は登録を取り消すことができる。

(弁償)

第8条 図書館資料を汚破損し、又は貸出しを受けた図書館資料を紛失した者は、同一の資料を弁償しなければならない。ただし、同一の資料を弁償することができないときは、指定管理者の指定する資料によることができる。

附 則

この要綱は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。